

尾張旭市監査公表第55号

令和7年12月1日付け尾張旭市監査公表第53号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年12月18日付け7暮第73号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月26日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

市民生活部暮らし政策課

| 監査の指摘事項 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>法令又は性質上事前に調定ができない歳入については、会計管理者等からの通知を受けた後、事前に調定するものに準じて調定（事後調定）しなければならないものとされている（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第5条）。</p> <p>会計規則を所管する会計課によれば、事後調定は、収納を踏まえ会計課が毎日配付する事後調定一覧表を、各課等で確認することによるものである。</p> <p>歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してするものである（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第154条第1項）ことからすれば、各課等は、会計課から事後調定一覧表が配付される都度、この確認をすべきである。</p> <p>しかしながら、暮らし政策課は、この確認を毎月1か月分まとめて行っていた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p> | 当該業務については、会計課から事後調定一覧表が配付される都度、歳入科目や納付金額等について誤りがないかを確認し、調定を決議するよう事務を改めた。 |
| 尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領（平成13年尾張旭市要綱等。以下「要領」という。）によれば、契約担当者は、 | 対象工事の整理簿に、令和7年9月18日の引渡日を追記し、是正した。 今回の記載漏れの主な原因は、整理簿 |

| | |
|--|--|
| <p>工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載する（要領第5項各号）ものとされている。</p> <p>しかしながら、渋川福祉センター空調設備改修工事に関して、令和7年9月18日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。</p> <p>契約の保証の事務を適切に実施されたい。</p> | <p>への記載という一連の流れに対するチェック体制が不十分であったことによるため、事務処理の確実性を高めるため、今後は次の2点について対応を徹底する。</p> <p>1つ目は、検査結果通知書データを格納するフォルダに、「整理簿に引渡日を記載すること」を明記したテキストメモを入れておくこととし、記載忘れを防止する。</p> <p>2つ目は、職員への規定の理解と遵守を徹底するため、「尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領」や「契約保証事務の手引」の周知徹底を図り、併せて課内において再周知を実施する。</p> <p>また、必要とされる情報を精査するなどの同整理簿の簡素化を担当課へ要望するなど、事務処理の効率化と負担軽減も進めていきたいと考えている。</p> |
| <p>本市では、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円未満の工事請負契約をする場合は、尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第32条第3号の規定により契約保証金の納付を免除することとしている（要領第2項第2号）。</p> <p>しかしながら、同課は、スカイワードあさひエレベーター改修工事の契約（随意契約）に当たって、同工事の設計金額が63,525,000円であり、請負代金額が500万円未満となるとは到底予想できないにもかかわらず、誤って、事業者に、契約保証金を全部免除として見積依頼していた。なお、契約保証金は、普通地方公共団体が、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない（政令第167条の16）ものであることからすれば、そもそも見積を依頼する時点でこのようにする必要はなかった。</p> | <p>今後同様の事務処理誤りを防止し、適正な契約事務を徹底するため、以下の2点について改善策を実施した。</p> <p>1つ目は、契約保証金の免除規定の適用有無を複数人で確認するとともに、見積依頼の様式を見直しした形式（契約保証有無についての欄を削除）に統一する。</p> <p>2つ目は、職員への規定に対する理解徹底を図るため、「尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領」や「契約保証事務の手引」の再周知を実施し、特に、契約締結における契約保証に係る事務手続への理解を深める。</p> |

また、誤りに気付き、契約に当たって、
契約の相手方に契約の保証を依頼したも
のの、保証証券を受領しないまま令和7年
7月14日に契約を締結していた（保証証
券は同月24日に受領。）。

契約の保証の事務を適切に実施された
い。